

滋賀県立陶芸の森指定管理者選定基準

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 県民の公平な利用を確保することができるものであること（第1号関係）	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・事業内容等に偏りがなく、広く県民に利用の機会が与えられているか ・多様な利用者への配慮はなされているか	・事業計画書	10	10
2 陶芸の森の効用を最大限に發揮させるものであること（第2号関係）	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	・事業者の示した基本方針が県の運営方針と合致しているか ア. 収藏品を活用した、子どもや高齢者も楽しめる展示や陶芸の森が実施する事業の成果を発表する展示の他、専門性、芸術性の高い展覧会など、多彩で魅力ある展示内容について検討されているか イ. 収藏品の適切な保管について検討されているか ウ. より効果的な展覧会となるように、展覧会の開催方法について検討がなされているか エ. アーティスト・イン・レジデンス事業による陶芸文化の創造や魅力発信に向けた具体的な方策が示されているか オ. 信楽焼産地の人々と滞在アーティストとの交流や陶芸に関連するイベント実施等を通じた時代の陶芸文化の担い手育成に寄与する事業について検討されているか カ. 信楽ブランドを構築し、国内外へ発信を行うことで陶器産業の振興に結び付けることを目的とする事業について検討されているか キ. 地元陶芸家や学校、ボランティア等との協働による効果的な教育プログラムを子どもたちに提供できるか ク. 陶芸の森が実施する事業間や関係主体が実施する取組との連携、あるいは関係主体間の連携について検討されているか	・事業計画書 ・収支計画書	15	40
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案、陶芸の森が取り組む事業間や関係主体（地元住民、学校、企業、他産地、信楽窯業技術試験場等）との連携に関する提案	・10年間の指定管理期間を踏まえた積極的な提案であるか ・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか ・上記ア～キの取組の連携が図られているか ・関係主体と連携した事業計画がなされているか		10	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・広報計画の内容は適切か ・利用の拡大に向けた取組は適切か		5	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・苦情等の未然防止と対応策は十分か ・利用者ニーズの把握および対応策は適切か ・利用料金の設定は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか		5	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか ・業務の再委託は適切か		5	
3 陶芸の森の管理に係る経費の縮減が図られていること（第3号関係）	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	・事業計画書 ・収支計画書	15	25
	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・収入・支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか ・利用者のサービスの向上に向けて、収益の確保や経費の縮減に取り組もうとしているか		10	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号関係）	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・有資格者・経験者などの配置状況は適切か ・人材育成、研修等の体制は十分か	・事業計画書 ・収支計画書 ・その他の資料	5	19
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・財務状況は健全か		5	
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか		3	
	・その他適切な管理を行うための能力	・緊急事態に対応する体制がとれているか ・環境への配慮がなされているか		3	
	・人権への配慮	・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか ・人権等に配慮した業務の遂行が可能か		3	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか	・会社定款	1	
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けており、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けており、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1	6
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非常利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	1	
		合計		100	

選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。